

公益財団法人南アルプス市スポーツ協会事務局職員の 給与・旅費に関する規程

第1条 この規程は、公益財団法人南アルプス市スポーツ協会定款第44条に基づき、事務局職員の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 事務局職員（給料表適用外の者を含む。）の給与は給料及び諸手当とし、諸手当は扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末手当・勤勉手当・地域手当とする。

第3条 給料は、公益財団法人南アルプス市スポーツ協会服務規程第7条に規定する勤務時間による勤務に対する報酬であって、事務局職員（給料表適用外の者）の給料については、それぞれ具体的実情に応じて会長が定める。なお、事務局職員（給料表適用者）は、南アルプス市職員給与条例（以下「市職員給与条例」という。）に規定する行政職給料表(1)を準用する。

第4条 事務局職員（給料表適用者）の職務の等級及び初任給については、市職員給与条例の適用を受ける職員（以下「市職員」という。）の例を勘案し、会長が個々に決定する。

第5条 事務局職員（給料表適用外の者を含む。）の昇給昇格の決定及び第2条に規定する給与の支給方法並びに諸手当の額については、市職員の例を勘案して会長が定める。

第6条 臨時的に任用する職員の給与については、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

第7条 会務により事務局職員（給料表適用外の者を含む。）が職務上命ぜられた出張に要する旅費に関しては、市職員の例を準用する。

第8条 この規程に定めのないものについては、市職員の給与・退職手当及び旅費に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。